

鳥取県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、石破茂政経懇話会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年鳥取県選挙管理委員会告示第77号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 石破茂政経懇話会	政治団体の名称 石破茂政経懇話会
資金管理団体の 石破茂	資金管理団体の 石破茂
届出をした者の 氏名	届出をした者の 氏名
資金管理団体の 衆議院議員	資金管理団体の 衆議院議員
届出に係る公職 の種類	届出に係る公職 の種類
報告年月日 平成17年3月31日	報告年月日 平成17年3月31日
1 略	1 略
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
（1）収入の内訳	（1）収入の内訳
個人負担する党費又は会費 （ 8人） 176,000円	個人負担する党費又は会費 （ 8人） 176,000円
寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲）	寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲）
個人からの寄附 10,500,000円 <u>（うち特定寄附 2,000,000円）</u>	個人からの寄附 10,500,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーティーによる収入 8,369,000円	機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーティーによる収入 8,369,000円
その他の収入 10万円未満の収入 18円	その他の収入 10万円未満の収入 18円
合 計 19,045,018円	合 計 19,045,018円
[寄附の内訳]	[寄附の内訳]
個人からの寄附 （寄附者の氏名） （金額） （住所）	個人からの寄附 （寄附者の氏名） （金額） （住所）
石破茂 8,500,000円 鳥取市	石破茂 10,500,000円 鳥取市
<u>Ⓢ石破茂 2,000,000円 鳥取市</u>	
（2）略	（2）略